

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

- 指定併設型介護予防短期入所生活介護（群馬県知事指定 事業者番号 1072100058）
- 指定併設型短期入所生活介護（群馬県知事指定 事業者番号 1072100058）

※当サービスの利用は、原則として介護保険の要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

○ 目次

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 事業者および事業所の概要 | 9 非常災害対策 |
| 2 事業の目的および運営の方針 | 10 禁止事項 |
| 3 職員の職種、員数および職務内容 | 11 秘密の保持（個人情報の保護） |
| 4 サービスおよび低所得者対策 | 12 身体拘束等を行う際の手続 |
| 6 お支払いの内容 | 13 病状の重度化した場合における対応 |
| 5 利用料方法 | 14 事故発生時の対応 |
| 7 協力医療機関 | 15 苦情処理体制 |
| 8 事業所利用にあたっての留意事項 | 16 その他大切な事項 |

はじめに

この文書（重要事項説明書）は、当事業所サービスのうち、介護予防短期入所生活介護サービスおよび短期入所生活介護サービスをご利用されるに際し、ご利用されるご本人様およびそのご家族様に対し、センターをご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、当事業所の運営の概要やサービスの内容などを重要事項としてご説明させていただくものです。

1, 事業者および事業所の概要

○事業者の名称	ベルジ箕輪			
○設置運営主体	ベルジ株式会社			
○代表者名	代表取締役社長 樋口 朋幸			
○管理者名等	管理者 小山川 修			
○所在地および連絡先	〒370 - 3104 群馬県高崎市箕郷町上芝 472-1 TEL 027-371 -6610 (代) FAX 027 -371 -6613 e-mail verde-minowa@mb.newweb.ne.jp			
○事業の内容 ※指定番号は表紙に記載。	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型介護予防短期入所生活介護 ・併設型短期入所生活介護 			
○開設年月日	平成18年4月1日			
○定員等	・短期入所定員 23名（多床室 3名部屋－6室・個室－5部屋）			
○事業所の概要	短期入所生活介護	居室・施設の種類	室数	備考（主な設置機器等）
		居室（多床室）	6室	ベッド・棚・洗面・ナースコール等
		居室（個室）	5室	ベッド・棚・トイレ・洗面・ナースコール等
		共同生活室（食堂）	4室	テーブル・イス・キッチン等
		機能訓練室	1室	平行棒・エルゴメーター等リハビリ機器
		浴室（脱衣所）	5室	一般浴・機械浴対応
		医務室・処置室	2室	
相談室	2室			
○通常の事業実施地域	前橋市・高崎市・渋川市・安中市・吉岡町・榛東村			

2, 事業の目的及び運営の方針

当事業所は、地域に根差す、居宅サービス複合型施設として、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように、また、利用者の方がその居宅での生活を一日でも長く継続できるように、介護予防短期入所生活介護や短期入所生活介護といったサービスを提供して、在宅ケアを一体的に支援することを目的とした施設です。

〔運営の方針〕

- 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画および個別援助計画に基づいて、日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者がその居宅において一日でも長く生活が継続できるよう必要な援助を行い、利用者の心身機能の維持回復を目指します。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。なお、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努めます。

- 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営めるよう、サービスの提供に努めます。また、利用者のプライバシーの確保に配慮した生活環境を設定します。
- 当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切な提供に努めます。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備します。
- 当事業所は、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して、居宅サービス計画に基づき、各担当職員間の協議の上作成された個別援助計画の内容等、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに、当該計画内容を交付し、利用者およびその家族の同意を得てサービスを実施するよう努めます。

また、当事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。また、介護の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供に努めます。

3, 職員の職種、員数および職務内容

当事業所に勤務する者の職種、員数および職務内容は次のとおりです。

職 種	員数	職務内容
	短期入所	
○管理者	常勤兼務 1名	当事業所に携わる従業員の管理、指導を一元的に行います。また、個別援助計画を計画作成担当者に担当させます。
○生活相談員	常勤兼務 5名	利用者及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行う他、関係市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
○看護職員	常勤兼務 7名 非常勤兼務 4名	利用者の主治医の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、当該利用者の居宅サービス計画もしくは個別援助計画に基づく看護を行います。
○介護職員	常勤兼務 44名 非常勤兼務 29名	日常生活上の介護や世話をを行うほか、当該利用者の居宅サービス計画および個別援助計画に基づく介護を行います。
○機能訓練指導員	常勤専従 1名 常勤兼務 3名	利用者の主治医の指示に基づき、リハビリテーション計画を作成するとともに機能訓練の実施及び指導を行います。
○事務員	常勤兼務 5名 非常勤兼務 3名	事務員は、庶務、経理その他必要な事務にあたる職員です。
看護職員および介護職員の員数は、国の定める基準数を上回る人員配置を行っております。また、職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、職員の資質向上に努めています。		

4, サービスの内容

当事業所において提供される主なサービスの内容は次のとおりです。

○サービスの概要

当事業所のサービス（介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを利用するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、個別援助計画が作成されますが、その際、ご利用者・ご家族の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

○医療・看護サービス

当事業所のサービスは、病状が安定期にあり、入院の必要のない程度の要介護者を対象としておりますが、看護職員が常勤しておりますので、主治医の指示もしくはご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。ただし医療機関とは異なり、専門的な検査や高度な治療等を行うことができません。病状変化等により、症状が重篤なものとなれば、協力医療機関等への対診、転院を行う場合がございます。

○介護サービス

居宅サービス計画および個別援助計画に基づいて提供します。なお、主な介護サービスは以下のとおりです。

介助項目	介助内容	備考
移乗・移動介助	付き添い誘導。車いすへの移乗・移動など。	随時対応。
水分・食事介助	配・下膳。スプーンフィード。摂食量観察など。	適時適温対応。
口腔清潔介助	歯磨き介助など。	毎食後実施。
排泄介助	トイレ誘導、おむつ交換。排泄量観察など。	随時対応。
入浴介助	洗髪・洗体介助。浴槽誘導介助など。	中止時、清拭介助。
整容介助	洗顔、整髪、髭剃りなどの清潔介助。	随時対応。
更衣介助	衣類調節などの更衣介助。	随時対応。
その他	服薬、洗濯、清掃（リネン交換）など。 その他日常生活上のお世話。	随時対応。

○食事の時間

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 17:00～18:00

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

○入浴サービス

短期入所の場合は、1週に2回程度の頻度で、入浴していただけます。（但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）サービス提供形態として、一般介助浴槽と特殊浴槽があります。

○送迎サービス

居宅サービス計画に基づいて、提供されます。居宅と施設間の送迎を行うサービスですので、送迎に係る介助等においては、通常行っておりません。

○その他

また、これらのサービス内容については、利用者の方の要介護状態の軽減または悪化の防止に徹するよう、その方の心身の状況等を踏まえて、個別援助計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。（上記サービスのなかにはご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。）

5. 利用料および低所得者対策

○利用料の額

当事業所のサービスを利用された場合の利用料の額は、介護保険の保険給付の費用として、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額の一割負担と、保険給付外の費用として、滞在費、食事の費用、その他日用品費、個別に利用するサービスに要した費用の合計額となります。（詳しくは、「利用料金表」を参照ください。）

○低所得者対策

当事業所のサービスで、短期入所のご利用者のうち、利用料段階における低所得者の方に対しては、特定入所者介護サービス費（利用料負担上限額）を適用しています。詳しくは「利用料金表」を参照ください。

6, お支払い方法

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行（郵送）いたしますので、請求書がお手元に届いてから、10日以内にお支払いください。また、お支払い方法については、銀行振込にてお支払いください。銀行振り込みは請求書の下段に、当施設の指定口座が掲載されていますので、そちらまでお振込みください。

7, 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただいております。

○協力医療機関

名称： 問屋町クリニック

住所： 370 - 0006 群馬県高崎市問屋町1 - 8 - 2

8, 事業所利用にあたっての留意事項

○面会

ご面会時間は特に設けておりませんが、受付にある面会簿のご記入をお願い致します。

○食品について

食中毒防止の為、介護の必要な方へ食品を持参された場合は、必要に応じ施設側で管理させていただきます。

○金銭・貴重品の持ち込み

当事業所では、現金を使わなくとも快適に生活できるようになっております。紛失等の原因になりますので、大金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

※ ご利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

9, 非常災害対策

○防災設備

消火器具（消火器・屋内消火栓）・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・非常電源（自家発電設備）・防排煙制御設備 等

○防災訓練

年2回実施。（内1回は夜間想定訓練）

○防火管理者

防火管理者 高木 正幸

10, 禁止事項

- ・当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・当事業所での、利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為を禁止します。

11, 秘密の保持（個人情報保護）

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です。）ただし、適切な介護保険サービスを受けられるために必要があるときは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関へ、療養情報等、必要な情報を当施設の担当者より、予め利用者等からの同意を得た上、提供させていただく場合がございます。

その他、利用されるご本人およびそのご家族の個人情報の取り扱いについては、その安全管理に十分留意した上、必要な目的を明確にし、その範囲内で、予め同意を得た内容において利用します。

(詳しくは、館内掲示の「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」をご確認ください。)

12, 身体拘束等を行う際の手続き

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行為を制限する行為を行ってはならないが、利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合に、身体拘束等を行うことに同意いたします。

13, 病状の重度化した場合における対応

当事業所は、当該利用者の病状の重度化・急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の家族・管理者・主治医等に対して報告し、適切な対応をとらなくてはならない。その際、業務上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報等について利用者の身体等に危険がある場合は、医師等に情報等を提供する事に同意いたします。

14, 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

15, 苦情処理の体制

相談苦情に対する常設窓口として、担当者を常に配置しています。また、担当者が不在の時のないよう複数の担当者が常時対応できる体制を整えております。

- ・ ホーム内の窓口 窓口担当者 高木 正幸
 増田 幸子
 小山川 修

〒370-3104 群馬県高崎市箕郷町上芝 839-4
TEL 027-371-6610 (代表)
FAX 027-371-6613

- ・ ホーム外の窓口 群馬県国民健康保険団体連合会
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335-8
 TEL 027-290-1363 (代表)
 FAX 027-255-5308

高崎市介護保険担当課
〒371-0846 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1
TEL 027-321-1111 (代表)
FAX 027-255-5308

*** ご不明な点は、何でもお気軽にご相談ください。**

16, その他大切な事項

利用されるサービスの事業者等は、あくまでも利用されるご本人およびそのご家族が自由に選択・契約できるものであり、特定の事業者に固定されるものではありません。